

一 般 質 問 通 告 一 覧

(令和6年6月菊川市議会定例会)

1 横山 隆一 議員 (答弁者：市長)

- ① 原発災害における避難計画と再稼動判断について P 1

2 松本 正幸 議員 (答弁者：市長)

- ① 実効性ある空き家対策と未来への投資 P 5

3 西下 敦基 議員 (答弁者：市長)

- ① 大規模災害の対応について P 8

4 赤堀 博 議員 (答弁者：市長・教育長・病院長)

- ① 身寄りがない人への介護・医療支援 P 12
- ② 避難所となる小中学校体育館への空調設備設置について P 14

5 織部 ひとみ 議員 (答弁者：市長)

- ① 災害対策について P 15

6 坪井 仲治 議員 (答弁者：市長)

- ① 子育てしやすい菊川市を目指して P 17

7 倉部 光世 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① 子ども達の安心の場、小中学校のトイレ環境改善 P 19
- ② 菊川運動公園の環境整備による利活用促進 P 22
- ③ ガストロノミーツーリズムへの取り組み P 25

8 須藤 有紀 議員 (答弁者：市長)

- ① 菊川市における空き家の利活用について P 27

9 織部 光男 議員（答弁者：市長）

- ① コロナワクチンは良薬か？策謀か？ P 30

10 渥美 嘉樹 議員（答弁者：市長・教育長）

- ① 住民・事業者・行政の三方良し公共交通の実現を！ P 33
- ② 市役所業務での生成A I 利用 P 36
- ③ 教育D Xの推進と生成A I の活用 P 37

令和6年5月24日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議長 山下 修

一 般 質 問 に つ い て

令和6年6月菊川市議会定例会において、次の質問をされる予定であるから、あらかじめ通知いたします。

質 問 者 ： 横 山 隆 一	
質問事項1： 原発災害における避難計画と再稼働判断について	
【質問要旨】 2024年1月1日に発生した能登半島地震は最大震度7を記録し、甚大な被害をもたらしました。原子力施設も例外ではなく、北陸電力志賀原子力発電所においては、変圧器が損壊し外部からの送電の一部を受けられなくなるなどのトラブルが発生しました。同原発は、現在原子炉の運転は停止しているため、放射性物質の漏洩などの重大事故には至りませんでした。この地震による被害状況は日本の原子力利用にあらためて問題を提起したといえます。 一つ目は、重大事故が発生した際の住民避難の在り方です。今回の地震で、原発周辺の住民が迅速に避難するために欠かせない幹線道路の大半が損壊したことです。同原発周辺では、放射性物質の漏洩などの重大事故が発生した際の避難ルートとして国道、県道あわせて11路線を指定していました。このうち7路線が崩落や亀裂による通行止めとなりました。 二つ目は、能登半島の漁港では、防潮堤の壁面に張り付いていたカキなどの位置から3.8～3.9メートル隆起したことが判明しました。漁港周辺では、波の浸食によってでき、海面付近に広がる「波食棚」という平らな地形が3.6メートル隆起し干上がっていました。一方、国土地理院の地球観測衛星「だいち2号」による観測でも、輪島市西部で最大4メートルの隆起を確認しています。全国の原発で電力会社が想定する地盤変動による隆起や沈下量は、最大でも2メートルで、稼働中の6原発では1メートル未満にとどまっています。国土地理院によると、1923年の関東大震災では千葉県房総半島で約2メートル隆起したといわれ、今回は、その高さを上回り、国土地理院に観測記録が残る中では過去最大の隆起となりました。つまり、想定の妥当性が問われることとなった訳です。 三つ目には、原子力発電は原子炉の冷却に豊富な水源が不可欠であり、日本の原発は例外なく海沿いに設置されています。日本は2011年3月の福島第一原発事故の反省を踏まえ地震や津波のメ	【答 弁 者】 市 長

カニズムなど、原子力の安全に影響を与える新たな知見が得られた場合、その知見を規制の改正に反映し、新たな規制を過去に遡って適用する制度である原子力安全規制として「バックフィット」制度を新たに採用していることであり、今後の安全基準のあり方に大きく影響を与えることが予想されます。

過去の地震等自然災害による原発事故や能登半島地震による実情から多くの課題が浮き彫りになりました。当市で策定済みの「菊川市原子力災害広域避難計画」では、個々の事例に対し検討課題が其々示されているが、改めて課題等につき確認をさせていただきます。

浜岡原子力発電所で原子力災害が発生し、災害の進展に伴い放射性物質の放出の恐れがある状況となったときには、全ての市民に対し「屋内退避」が指示されます。さらに事態が進展し、放射性物質の放出に至った場合には、8つに分割した区域ごとに測定される放射線量の測定値が基準に該当した区域に対して、一時移転あるいは避難の指示が出されることになります。

そこで質問です。

質問 1. 「避難の指示が出される」とあるが、市民・自治会・市内の小中高校・福祉施設・企業等に対して、どのような形で広報され指示が出されるか具体的対応策を伺います。

質問 2. 避難手段は原則として自家用車を利用し、自家用車による避難が困難な住民は予め指定した一時集合場所から、バス等の避難手段により避難を実施するとあるが、市内全域の住民に対し誰が様々な対応をどのように主導し実施するか伺います。

質問 3. 本年度は避難行動要支援者を対象に個別避難計画モデル地区を選定した計画作成に取り組みをすすめているが現状はどうなっているか伺います。介護が必要な方、重篤な状態にある方などが避難を行うこととなった際に必要となる、特殊車両の調達、介助の体制などを検討する必要があります。独居者等の家族の支援が困難な在宅の避難行動要支援者の避難方法の検討も必要です。状況を伺います。

質問 4. 避難指示が出た際に速やかな避難行動を取ることができない要配慮者対策として、国の補助金を活用し、屋内退避施設の整備を進めるとあるが、現在、市内には3箇所の放射線防護対策実施済みの施設があるが対応は可能か。また、今後、新たな整備計画はあるか伺います。

質問 5. 御前崎市民を対象にした「避難先を把握しているか」の新聞社のアンケート調査結果では「把握している」は38.2%にとどまっており周知への課題が浮き彫りになりました。危険回避のための原子力防災について市民にどのような説明をしているか。また、出前行政講座を実施するとしているが開催状況はどうか。

質問6. 能登半島地震では、多くの箇所道路寸断・建物崩壊による道路封鎖が発生し避難時における課題が浮き彫りになりました。当市における想定される事態はどうか。また、新しい見識として考えられることは何か伺います。

質問7. 「避難2」について、冬季の富山県は、降雪・積雪がある地域であるため、雪道を走行するための装備や経験を有している者の少ない当市民が、冬季に安全な避難が実施できるかの検討状況はどうか伺います。

質問8. 元日に発生した能登半島地震の被災地では、ペットと「同伴避難」できる指定避難所はほとんどなかったということです。傾いた家でペットと共に在宅避難、車中避難されている人が圧倒的に多かったということです。東日本大震災の2年後には、ペットとの同行避難を環境省が推奨し「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」には、自治体の役割が明確に記されており、平常時から同行避難のための飼い主への啓発など対策を講じるよう促しています。当市におけるペット同伴避難についての考えはどうなっているか伺います。

質問9. 避難先の体制構築について、行政機能の移転、避難経由所・避難所の運営、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、健康管理、避難先自治体の求償方法等についての検討は進んでいるか伺います。

質問10. 大規模な複合災害発生時には、原発が立地する御前崎市や牧之原市(P A Z半径5 km圏内)や・当市・掛川市(U P Z 31km圏内)の全ての人が避難することになる。調整連携についての状況・協議はどのようになっているか伺います。

質問11. 県内外避難先との詳細協議、協定等の締結避難経由所で実施する避難者の受付、避難所の割り振り、避難所への移動方法等は今後、避難先ごとに作成する避難経由所開設・運営マニュアルの状況を伺います。

質問12. 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援とあるが、其々の策定状況について伺います。要介護の方、重篤な状態にある方の避難先については、入所施設・病院への搬送が必要となりますが、避難先については避難を実施する段階での調整となっているため、事前の調整ができないことや、搬送車両の確保などについて検討する必要があります。避難先での児童・生徒等の引き渡し、教員等が引率しての避難を実施した際、保護者等への引き渡しの場所、手続きについて予め検討しておく必要があるが状況を伺います。

質問13. 市内企業には、多くの市内外の従業員がいます。企業における避難計画の策定状況を把握しているか。企業等への当市の避難計画の周知や行動指針はどうなっているか伺います。

質問14. アメリカなどでは、広域避難計画の実効制が担保されない場合の再稼動は認めていません。当市の「原子力災害広域

避難計画」は現状において実効制があると考えているか伺います。

質問15. 任期満了により下村御前崎市長になりました。新市長は新聞取材に「重要な産業であり可能であれば再稼動すべきである」としたうえで、再稼動についての最終判断は県と御前崎市が主体となる。「安全性を大前提として、これから周辺自治体や県の意向をしっかりと酌んで最終的には、住民の同意を優先する」とコメントしています。長谷川市長は、下村市長の考えに対し、どのようなスタンスで再稼動問題と取り組んでいくか伺います。

質問16. 菊川市議会では、平成27年に浜岡原発再稼動に関し、国・事業者に対し、意見書を提出しています。これは3項目からなりこの要件がクリアされない限り再稼動は認めない内容となっています。菊川市議会が国・事業者に提出した意見書を当局はどのように考えるかお伺いします。

質 問 者：松 本 正 幸

質問事項 1：実効性ある空き家対策と未来への投資

【質問要旨】

人口減少は、深刻な問題であり、経済・社会にさまざまな影響を及ぼしている。また、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化に伴い、人が居住しなくなった空き家は年々増加している。

このような状況を踏まえ、空き家等対策の推進に関する特別推進法が平成26年11月27日に公布され、平成27年5月26日に全面施行されている。

空き家法においては、空き家等の所有者が空き家等の適切な管理について、第一義的な責任を有することを前提としつつも、個別の空き家等の状況を把握する自治体が、地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体と位置づけがされ、空き家に対する政策の取組が推進されてきた所である。

総務省が実施している「住宅・土地統計調査」では、平成30年の菊川市における空き家の戸数は3,020戸となっているが、特に対策が必要となる「その他の住宅」は、990戸となっており、平成15年から平成30年の15年間で約2.5倍増加している。また、平成29年から令和元年に市が実施した調査の結果では、空き家等と思われる戸建て住宅は272戸と推計されている。

令和2年の国勢調査、平成30年住宅・土地統計調査、令和元年全国空き家所有者実態調査をもとに、明治大学の野沢教授が分析・作成された2040年空き家マップでは、各県の空き家予測として、我が県内の増加率トップ10が公表されている。空き家増加率1位では、3.7倍、10位が2.7倍となっており、今後も更に空き家の増加が進むものと見られている。また、令和5年「住宅・土地統計調査」の速報値では、使用目的のない空き家対策の対象となる全国の空き家が、385万戸となり、過去最多を更新している。

この他、市内では、適切に管理がされずに、長期間放置された店舗や倉庫、事業所、公共施設等を含めた建築物の安全性が低下し、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることも課題となっている。

今後も増え続ける「空き家問題」を加速度的に解決するための「改正空き家対策措置法」が、令和5年12月に施行され、自治体を持つ権限強化や特定空き家の解体に向けてのより迅速な手続きが可能となっていることや自治体職員の人手不足に対し、民間法人との官民連携で解消を図るなど、本新制度を活用することにより、空き家問題に対し早急的な対応が求められている。

そこで、特別措置法いわゆる空き家法により、空き家対策が推進されて10年、「菊川空き家等対策計画」が策定されてから8年目

【答 弁 者】
市 長

を迎えている。この間、人口減少が進む一方、一人暮らしの増加で世帯数は増え住宅需要は高い。しかし空き家は十分に利用されず新築住宅の供給が続く中、本計画の取組み方針に沿って空き家政策を推進してきたが、施策推進実績に対して、得られた効果や課題、そして「改正空き家対策措置法」を活用した新制度での今後の取組みについて伺う。

質問1 「改正空き家対策措置法」が、令和5年12月に施行され、管理不全な空き家等の指導・勧告措置や固定資産税住宅特例の解除、特定空き家の除却の円滑化など空き家の発生抑制や空き家問題に資する施策が盛り込まれているが、この法律の改正を「菊川市空き家等対策計画」にどのように活かし、実効性ある施策の反映をどのように考えられているのか伺う。

質問2 平成28年2月に策定された「菊川市空き家対策計画」での実施体制では、計画の変更、特定空き家等の認定及び措置内容の検討を行うために、庁内で組織する「空き家対策検討委員会」が設置されているが、特定空き家の除却の円滑化や空き家の発生の抑制、空き家等の管理に関する法令等多岐にわたり、専門家との連携や適時適切な計画の変更、特定空き家の除却、修繕等の措置を早急に判断することが求められている。求められている、計画の見直しや措置の判断等の対応について、本検討委員会での協議や検討に対する取組の利点と課題について伺う。

質問3 令和4年3月末時点の「空き家対策に関する取組の調査」では、全国1,741市区町村のうち、空き家対策に関する計画策定については80%、法定協議会は54%で設置され、空き家法での取組の効果が出ている結果となっている。更に、改正空き家法により、自治体が持つ権限も強化され、特定空き家の解体に向けてより迅速な手続きが可能となったことや空き家事業に関わる職員の人手不足も、民間法人との官民連携による解消により、空き家問題の取組を加速度的に推進できるとされている。

今後の取組として、空き家対策を効果的に推進するために、行政組織だけでは出来ない部分を補う組織の必要性を考えますが、どのように捉えられているのか伺う。

質問4 改正空き家等対策措置法により、放置すれば「特定空き家」になるおそれの「管理不全空き家」の所有者に対し、市長は指導・勧告が出来るようになりました。勧告を受けると空き家所有者は、固定資産税等の住宅用地特例が解除され、軽減措置が受けられなくなるが、空き家の所有者に対し適正な管理を促す手順と周知方法と固定資産税等住宅特例解除の勧告を発する手順はどのように考えられているのか伺う。

質問5 平成29年度から令和元年度に実施した現地調査した結果

では、空き家と思われる戸建住宅272戸の内、建物及び敷地の状態が問題ありとなっている住宅は38戸、周辺に影響を与える住宅は13戸となっている。この内、周辺に影響を与える13戸と経過観察中住宅の対応、また、外観目視による確認できない不明の住宅について、どのように対処してきたのか。今後どのように対処するのか方針を伺う。

質問6 空き家の基本方針では、空き家の除却及び利活用について、所有者から相談のあった管理が不適切な空き家として、地域住民から相談若しくは苦情のあったものに対し、どのような調査をし、どのように対応をしているのか。また、空き家等の管理促進に繋がった件数と空き家及び空き家除却後の跡地が活用された事例と今後の対応としての「予防」「利活用」「適正管理」等への未来の投資としての支援が必要と考えるが、どのように捉えられているのか伺う。

質問7 相続の関係で、空き家、空き地の持ち主が把握できないなどの問題が生じているが、空き家、空き地の持ち主をどのように確認しているのか。また、実数の把握は。この問題に対処するために、民法と不動産登記法が改正され、この4月1日から施行されたが、市民への周知方法と各課との連携手法はどのようにされるのか伺う。

質問8 空き家バンク事業は、空き家情報の提供をすることで空き家の利用促進と移住・定住の施策の推進により、空き家抑制に繋がるために、譲渡に供することができる空き家の情報を登録し、提供するために実施されているが、空き家バンク事業の運営課題と今後の空き家バンク事業の拡充策について伺う。

質問9 公共施設の「空き家」とも言われている未解体施設として、就業改善センター、旧六郷地区センター、青葉台コミュニティプラント、旧小笠町役場等あるが、これらの施設は、行政経営の推進方針や長期財政計画の位置づけでは、未利用地の積極的な売却や貸付による歳入の増加策となっている。本施設の解体スケジュールと土地利用計画について伺う。

質 問 者：西 下 敦 基	
質問事項 1：大規模災害の対応について	
【質問要旨】 今年の元日に発生した能登半島地震では多くの死者やいまだ避難生活をされている方もおります。今回の災害を踏まえ、あらためて南海トラフなどの大規模地震に対してどう備えていくべきなのか、課題は多く、すぐに対策が難しいことありますが、市民の生命・財産・生活を守ることに少しでも寄与できればと思い、質問します。 ① 大規模地震の発生時に命を守る対策について、能登半島地震における家屋被害は1月20日時点で3万1千戸以上あり、死者のうち家屋倒壊によるものが9割近くにのぼると報道がされており、家屋の耐震化が進んでいれば多くの生命が助かったのではないかと考えられます。高齢者にとっては耐震改修工事は費用も手間もかかり、大きな負担になることが耐震化が進まない要因であると言われております。一方では、災害後に倒壊家屋のがれき撤去や住宅が全壊した被災者への支援金に係る費用より、住宅の耐震改修工事費の方がずっと安く済むとの意見もあります。名古屋市や愛知県内の大学でつくる愛知建築地震災害軽減システム研究協議会では、より安価で工期が短く、さらには工事中の影響が軽減され、廃棄物も少ない耐震改修工事の工法（低コスト工法）を開発し、全国各地に普及をさせる活動を行っており、本市において、このような組織の知見を活用して耐震改修を進めることができないか伺います。また、本市において耐震化が必要と考えられる件数についても伺います。 ② 前項の家屋の耐震化以外の対策として、防災ベッドが注目されています。鋼鉄製のフレームと木製の寝台を一体化させ、寝ている人が押しつぶされないよう設計されており、費用も本体価格と輸送費や組み立て費を合わせて50万円程度と一般的な家屋の耐震補強工事より安価での対応が可能となっており、命を守るために有用なものと考えております。当市においても防災ベッド整備事業として本体購入に要する経費の2分の1以内（上限125,000円）の補助を行っているが、ほとんど実績がない状態です。要因としては補助金額が少ないことや購入しても必要性が無くなった場合のことを考え躊躇してしまうのではないかと推測をしています。愛知県東海市では旧耐震基準で建てられた木造住宅に住んでいる方に、市が保有する防災ベッドを無料で貸し出しを行っており、本市において、このような制度を創設してより多くの命を守る対策ができないか見解を伺います。 ③ 能登半島地震では土砂崩れや地面の隆起や亀裂が発生し、多	【答 弁 者】 市 長

くの道路が寸断され、避難や救助及び支援物資の輸送など様々な問題が発生しました。本市においても南海トラフ地震が起これば同様の被害を受けるものと考えられ、迅速な復旧が求められるが、国や県及び市と地元事業者がどのような役割を持ち、どのような手順で道路の復旧が行われていくのか伺います。また、広域に道路が寸断された場合にはヘリコプターの着陸場所と輸送される支援物資の受け入れ体制・場所についても伺います。

- ④ 能登半島地震では道路の寸断により混乱が起きましたが、その時に「通れた道マップ」というものが活用されました。これは車に搭載された交通情報サービス端末から収集したデータをもとに、通行実績情報を「直近24時間」と「直近3時間」から選択でき、通行可能だった道路がわかるサービスを自動車製造業者などが提供を行っているものとなります。地震時の道路被害箇所の選定や水害時の土砂災害や冠水道路の確認および避難経路の確保等に、行政や市民に有用な情報が得られるサービスとなっており活用についての見解を伺います。
- ⑤ 大規模な災害では道路状況の悪化により迅速な救急業務ができない場合があります。今回の能登半島地震でも土砂崩れや道路の寸断によって救援には時間が掛かったとの報道がありました。全国の消防署をみると消防活動用バイクを導入している事例があります。狭い道路等における走行性や機動性の高さから、大規模災害時を含めて、情報収集、消火、救助及び救急等の初期活動に効果的に活用されており、本市における導入の可能性について伺います。
- ⑥ 上水道の復旧について、水道が9割程度復旧するまでの日数は、東日本大震災では24日、阪神淡路大震災では37日かかり、能登半島地震では3か月たった時点でも半島の奥に行くほど復旧が進んでいない状況となっています。当市において、管路耐震化率を令和5年度末に54.77%を見込んでいるとの答弁がありました。大規模地震があった場合、どのような地区や場所の被害が見込まれているのか、また、復旧にあたっての手順などについて伺います。
- ⑦ 災害時の井戸の活用について、令和4年12月に一般質問で取り上げたことがあり、「現在井戸の活用は行っていない。今後、近隣市の状況を踏まえながら、井戸の活用がどのようにできるのか検討していきたい。」と答弁がありました。能登半島地震でも水の重要性が見直されており、また、新しく建設されていく災害本部棟にも設置が予定されています。水道の復旧が遅くなるような地区などで、災害時に協力していただける井戸の調査や、新規に井戸の設置を行うなどの検討をしていくべきと考えますが、見解を伺います。
- ⑧ 雨水タンクの活用について、雨水タンクとは雨どいにつない

で屋根に降った雨をためる設備であり、メリットとしては、たまった水を草木の水やりや打ち水への使用による節水効果や災害時などの生活用水としての利用、自宅に降った雨を貯めるミニダムとして川に集まるタイミングを遅らせることにより都市型洪水の軽減にも役立つものとなっています。県内でも設置助成制度を設けているところもあり、検討を進めていくべきと考えますが、見解を伺います。

- ⑨ 非常時に隣接する水道事業者間をつなぐための給水協定や水道緊急時連絡管の整備について、令和6年2月の袋井市議会一般質問でこのことが取り上げられており、「災害時、有事の際に相互に融通できるメリットがあるので、まずは県企業局や周辺市町と研究課題として取り上げていきたい」と袋井市長が答弁をしていました。現在、本市においては東部から長い距離で給水されており大規模地震時の本管破損などのリスクがあり、給水協定等、市長会などを通じて連携し協議をしていくべきと考えますが、見解を伺います。

- ⑩ 地域における避難訓練では、サイレンが鳴ると「わが家は無事です」の黄色い旗を掲げ、班で集まってから避難場所に行き、自治会で避難者の集計を行い、無線機を使って地区の本部に連絡をしています。実際の避難では非常用持ち出し袋を持ち、夜間ならライトを、雨天なら傘や雨具が必要となります。非常持ち出し袋は支援物資が来るまでの避難生活をするうえで欠かせないものであり、どの程度の市民の方が準備をしていると把握しているのか。また、非常用持ち出し袋を携帯しての訓練に移行していく事や、最低限の防災グッズがセットになったものの購入補助を行い、自助の促進が必要と考えるが、見解を伺います。

- ⑪ 避難所運営について、避難所は大規模災害が発生した場合に、被災者の生活場所の確保、支援物資の提供、生活再建のための情報が集まる拠点となるため、早期に開設する必要があります。各地区で避難所運営委員会が組織され運用がされていると答弁がありましたが、地区によっては活動に差があると感じております。避難所運営の負担を少なくするために、ファーストミッションボックスの啓発・普及をしていくべきと考えます。ファーストミッションボックスとは、避難所について何も知らない人でも避難所の開設ができるように、初めに（ファースト）やるべき任務（ミッション）を記載した手順書と、必要最低限の資材を入れた箱（ボックス）で、避難所の入り口屋外に設置がされるものです。本市における取組について見解を伺います。

- ⑫ 災害時のトイレの課題について、災害が起こると断水や停電、下水や浄化槽の破損により多くの水洗トイレは使用が出来なくなります。携帯トイレの備蓄が進んできていますが、発災

直後に携帯しているとは限らず、避難所などでの簡易仮設型のトイレの設置もすぐに行われるとは限らないと考えています。このような状況を考え、災害時にだけ使用できる仮設トイレ（価格約20万円、くみ取り及び下水排水、重量95kg、汚水タンク容量190リットル）を各公共施設及び指定避難所にあらかじめ配備しておく必要があると考えますが、見解を伺います。	
---	--

質 問 者：赤 堀 博	
質問事項1：身寄りがない人への介護・医療支援	
【質問要旨】 わが国では、少子高齢化が進展する中、認知症等により判断能力が不十分な人が増加するとともに、単身世帯の増加や頼れる親族がいない人の増加といった状況がみられます。今後、一層の少子高齢化が進展する中、その人の判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、介護や医療が必要になったときに安心して様々な支援が受けられることが重要と考えます。 日常生活に支障が生じた場合でも、本人が希望すれば住み慣れた地域でできるだけ長く暮らせるようサポートする必要があります。 また、これまでの多くの医療機関では、家族がいることを前提として、判断能力が不十分な人への手術について家族等に同意書へのサインを求める運用や、入院費等の支払い、緊急時の連絡等の役割を果たす、いわゆる「身元保証・身元引受等」を求めてきた現状があると思います。 このような中、一人暮らしの高齢者等を対象とした、いわゆる「身元保証・身元引受等」や日常生活支援、死後の事務等に関するサポートサービスが増えてくると思います。介護及び医療支援について、行政としてどのようなサポートができるのか伺います。 質問1 身寄りがない人が自宅で生活したい場合の介護支援は、どのような内容があるのか、また、現在、身寄りがない人で訪問介護を必要としている人の数はどれくらいいるのか伺います。 質問2 通院において、自分で移動できない人への支援は（コミュニティバス・タクシー・路線バス以外）どのような手段があるのか伺います。 質問3 入院が必要となった場合、「身元保証・身元引受等」の機能・役割について、「緊急時の連絡先に関すること」、「入院計画書に関すること」、「手術に関すること」、「入院中に必要な物品の準備に関すること」、「入院費に関すること」、「退院支援に関すること」、「（死亡時）遺体・遺品の引き取り・葬儀に関すること」が考えられますが、どのような対応をされるのか伺います。 質問4 菊川病院への入院において、身寄りがない人の「身元保証・身元引受等」に対応されたケースはありましたか伺います。 質問5 身寄りがない人にとって重要な存在が成年後見制度です	【答 弁 者】 市 長 病院長

が、菊川市における専門職の成年後見人と市民成年後見人の数及び活動内容は把握されているのか伺います。 質問6 市民成年後見人の資格取得はどのような研修内容か、また、今後の研修計画はあるのか伺います。 質問7 長寿介護課が取り組んでいる、「私のこれからノート」（もしものときに備えて）は、身寄りがない人にも啓発活動はされているのか伺います。	
---	--

質 問 者：赤 堀 博	
質問事項２：避難所となる小中学校体育館への空調設備設置について	
【質問要旨】 大規模な災害が発生した際には、地域住民の近くに避難する場所を求めることから、小中学校が避難所となることが多くなり、避難所となる小中学校には、避難生活を送る上で必要な設備や機能を持たせることが必要であると考えます。その中でも体育館は避難所として使われることが多く、文部科学省がまとめた「東日本大震災における学校の対応等に関する調査報告書」によると、避難所として利用された施設で一番多かったのが体育館（70.1%）という報告もあり、体育館の設備・機能の充実は重要なことであります。 避難所での生活をしていくうえで、その設備について問題となる点は、トイレ、冷暖房、給水が上位に上げられ、夏は熱中症の対策もありその暑さを、冬は免疫力低下を防ぐようその寒さをしのぐため、空調設備は重要であります。 能登半島地震の対応でも、避難先の体制整備には考慮されていましたが、避難所での生活については、まだまだ、配慮すべきことが多くあると感じております。その中でも、避難所として使うことの多い小中学校の体育館の空調設備について、本市の取り組みについて伺います。 質問１ 教育環境改善のため及び避難所となる小中学校体育館への空調設備設置について、文部科学省又は、県教育委員会及び県危機管理部から何らかの指示があったか伺います。 質問２ 菊川市として、小中学校体育館への空調設備設置について検討はされたか、また、検討されたのであれば、空調設置費用及び断熱性確保工事等について、工事費及び設置日数の試算はされたのか伺います。 質問３ 避難所として特別教室利用も考えられるが、特別教室への空調設備増設を見込んだ電源キュービクルの工事は設置済みか伺います。	【答 弁 者】 教育長

質 問 者 ： 織 部 ひ と み	
質問事項 1 ： 災害対策について	
【質問要旨】 今年 1 月 1 日に発災した、石川県能登半島地震から 6 か月となります。今も被災地の状況は、水道などインフラの復旧が急ピッチで進められているものの、避難者はホテルや旅館などの 2 次避難が続いています。 気象庁のデータによれば、東日本大震災以降、日本で発生した震度 6 以上の地震は 31 回を数えます。本年に入ってから 1 月 1 日に石川県能登地方を襲った能登半島地震、4 月 3 日には台湾東部で発生した地震により津波警報が発出され、4 月 17 日夜豊後水道を震源とする地震では、愛媛、高知県で震度 6 弱が観測され、自然災害が相次いでおり、防災意識・緊張感が高まっています。南海トラフ巨大地震が差し迫っていると言われていた中、菊川市の防災・減災力のさらなる向上が必要であると考え、取り組みについて伺います。 1 能登半島地震で水道網は壊滅的な損傷を受けました。ライフラインの内、停電や通信はほぼ復旧しましたが、被災地での暮らしを再開する上で、最大の支障になっているのが水道水の供給や排水機能の停止であり、それらが止まれば、食事、風呂、洗濯、トイレの確保が切実な問題となります。石川県七尾市などでは、災害発生時の井戸活用を協力頂ける個人所有の井戸が開放され水道復旧までをしのいだケースがありました。災害時における菊川市内の個人所有の井戸の活用について考えを伺います。 2 能登半島地震では、被災者が避難所以外に滞在して、避難所に物資を取りに来るケースもありました。南海トラフ巨大地震が発生した場合、長期の支援が予想されます。指定避難所以外への在宅避難等している方へ支援物資配送の仕組みを構築すべき考えますが、市の方針を伺います。 3 避難所生活では、安全・安心の確保が求められます。特に性被害を受けやすい女性への配慮が必要であり、女性や子どもに対する性暴力を徹底して予防するため、避難所の運営には「スフィア基準」が守られるよう、平成 28 年に内閣府から避難所運営ガイドラインが提供されております。このガイドラインでは、避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を目指すとされているが、本市における避難所運営の支援体制の考えを伺います。 4 被災地において、体育館などでの生活が長期化すると避難者の心身に危険が及びます。災害発生後の 2 次避難を推進するための市関連施設、企業・アパート・ホテル等宿泊が可能な場所	【答 弁 者】 市 長

を提供して頂ける「災害時協力施設」の体制について、協力施設となっている箇所と収容人数について伺います。

- 5 地震、台風、水害と様々な災害が毎年のように日本列島の各地を襲っています。いつどこに襲いかかるか分かりません。被災してしまった地域の自治体は待ったなしで被災者生活再建支援の取り組みを始める必要があります。被災者に対する支援を、確実に素早く、公平公正でありながらスムーズに行うという難しい取り組みが求められます。

被災者生活再生支援のための自治体の業務にはさまざまなボトルネックがあります。京都大学防災研究所巨大災害研究センター等の研究では、①建物被害調査員の確保、②調査票をデータ化、③罹災証明書発行、④支援対象者の特定や公正公平な支援の4つを挙げています。

これらのボトルネックを払拭し、多様な業務を一元的にカバーできる「被災者生活再建支援システム」の導入により、被災者支援業務が効率化され迅速な生活再建に向けて支援することが可能になります。

磐田市、袋井市では、令和6年4月より運用を開始しました。菊川市の導入についての考えを伺います。

質 問 者：坪 井 仲 治	
質問事項1：子育てしやすい菊川市を目指して	
【質問要旨】 昨年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも10年早いペースで少子化が進んでいます。さらに、2030年代に入ると、若年人口は現在の倍速で急減し、少子化は歯止めの利かない状況になることが予想されることから、2030年代に入るまでの6～7年で少子化傾向を反転できるかどうかことが重要となっていると政府は考えています。政府の少子化対策の基本スタンスは、結婚やこどもを産み、育てることに対する多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを産み、育てることができるようにすることです。さらに、子育て政策の基本理念として、若い世代が現在の所得や将来の見通しを持てるようにする、社会全体の構造・意識を変える、全ての子育て世帯を切れ目なく支援することを挙げています。菊川市は、国の指針を反映させ、本市の切れ目のない子ども・子育て支援の実施をさらに推進するために「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。現在、菊川市では切れ目のない子ども・子育て支援を目的に「菊川ですくすく子育て応援サイトきくすく」を立ち上げる等、市民が安心して子育てができる施策を展開しています。菊川市として、安心して子育てをするための環境についての現状と今後の施策等について伺います。 問1 出産を考えるうえで収入の安定は重要な判断要素となり、このためには、若い世代が現在の所得や将来の見通しを持てるようにすることが必要です。若い世代の所得を増やすためには、企業の賃上げに期待する所もありますが、共稼ぎを選択せざるを得ない世帯が多くあると思います。男女共同参画に関する一般質問でも伺いましたが、女性が働きながら子育てをしやすい環境の整備がまだまだできていないのが現状で、家庭内において育児負担が女性に集中している「ワンオペ」の実態も改善していく必要があります。政府のこども・子育て支援加速プランで、「共働き共育て」の推進があり、この中で男性育休の政府目標が引き上げられています。（2025年公務員85%、民間50%）菊川市役所では、男性職員の育休取得推進を始めとして、出産・子育てがし易い環境の整備を行っていると思います。菊川市役所の男性職員の育休取得実績と、育休取得率を改善するための施策について伺います。 問2 子育て支援制度全体を見直し、行政が切れ目なく伴走する伴走型支援、あるいは支援を要する方々に行政からアプローチするプッシュ型支援への移行を進めようとしていると思いますが、その現状と今後の施策について伺います。	【答 弁 者】 市長

問3 子ども・子育て支援事業計画の子育てをしやすくするための働き方の見直しの主な事業の中に、女性向け就労・就業支援セミナー等が開催されていますが、このセミナーへの参加人数とセミナー受講後に就業に至った方の実績について伺います。また、女性の就業支援のための市内の企業に対する働き掛け等について伺います。

問4 乳幼児相談が開庁時間帯に、来所又は電話で行われていますが、この相談の実績件数と相談内容を施策に反映した事例があれば、その事例について伺います。また、相談に対する回答等の対応が遅れることなく行われているかについて伺います。

問5 第4次菊川市男女共同参画プランに「ファミリーサポートセンターの利用促進」があり、第3次菊川市男女共同参画プランでも同様の事業名を掲げて取り組まれてきましたが、提供会員及び依頼会員の登録人数の実績とファミリーサポートセンターの運営等の問題点について伺います。

問6 公共施設や商業施設などの受付において、妊婦やこども連れの方を優先する取組みで、「こどもファスト・トラック」がありますが、この取組みは待ち時間を短縮し施設を利用しやすくすることで、こどもや子育て中の方々にやさしい社会を目指すことを目的としています。菊川市においてこの取組みを取り入れ、運用している施策について伺います。

問7 「こども誰でも通園制度」は2023年6月に政府が閣議決定したすべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度のひとつで、従来、保育園の利用は両親ともに働いている世帯といった条件がありましたが、制度が本格実施されれば、条件に該当していなくても保育園や認定こども園に預けられるようになるそうです。こども誰でも通園制度が施行されれば、趣味や友人との食事などをすることで保護者もリフレッシュができ、家庭で抱えている不安がある方は、専門的な知識を持っている保育士などに悩みを相談することで解決への糸口が見つかることもできます。現在、2026年度からの本格実施をめざして31自治体50施設にてモデル事業の検証が始まっていますが、菊川市として「こども誰でも通園制度」の運用に関する準備状況について伺います。

問8 「子ども・子育て支援事業計画」は、令和7年度から「子ども計画」として新たなステップに入りますが、この「子ども計画」に反映すべき重点項目について伺います。

質 問 者：倉 部 光 世	
質問事項1：子ども達の安心の場、小中学校のトイレ環境改善	
【質問要旨】 小中学校のトイレについてはコロナ禍では感染リスク、衛生面の観点から様々な課題があり改善が進みましたが、その後の小中学校のトイレの洋式化及び環境改善について伺います。 令和5年9月の段階で、市内の学校トイレの洋式化率は、小学校9校73.7%、中学校3校48.9%、小中全体で66.1%とのことです。近隣市では、牧之原市は71.7%、掛川市は52.1%、御前崎市は67.8%です。当市は小学校では洋式化はかなり進んでいますが、学校による格差があり、例えば六郷小学校は洋式24、和式40、北小学校、河城小学校も和式が多く残り、中学校は約半数が和式となっています。またフローアもほとんどが乾式清掃式（タイルでスリッパに履き替えるのではなく、廊下とフラットなビニールシートフロア）にはなっていません。 学校のトイレは、児童生徒の健康面、衛生面はもちろん、安心できる場所として良好な環境を確保しなくてはなりません。また、教職員の働く環境面の向上として整備することも求められます。 令和5年の日本トレンドリサーチ「トイレの使用」に関する1,000人アンケートの結果によると、自宅が洋式トイレという回答は97%。また、令和5年3月内閣府調べによると温水洗浄便座の日本での一般世帯普及率は80.3%となっています。児童生徒のほとんどが生まれた時から、家庭では洋式、しかも温水洗浄便座を利用していると考えられます。 学校トイレは、汚い・臭い・暗い・怖い・壊れている、の頭文字を取った5Kが根強く残っていると言われており、一番問題視されているのが、“汚い・臭い”点です。 洋式と和式の便器周りの細菌数を比較した際、一番問題だったのは床で、洋式トイレに比べて和式トイレは、尿が飛び散りやすく、残った汚れをきれいにしようとタイル床に水を撒いて掃除すると濡れた状態が長く続き細菌が増殖、調査では、洋式便器周りを1とした場合、和式便器の大腸菌数は164倍という数字も出されています。 子ども達の健康、精神面からの課題は、学校トイレの環境から、便意をもよおしても我慢を続けて、便秘の原因にもなっている子どもが増えているそうです。NPO法人「日本トイレ研究所」の排便に関する調査では便秘状態の児童は9.9%、便秘予備軍は10.2%と報告されています。トイレを我慢する理由は「友達に知られたくない」26.5%。「落ち着かない」22.2%、「休み時間内に終わらない」22%、「友達にからかわれる」15%、そのほかトイレが汚い・臭い・和式便器が使いづらい等の理由がありま	【答 弁 者】 教育長

す。家と学校のギャップは児童生徒にとってストレスになっていることから、子ども達に我慢させない工夫を考えなければなりません。また、バリアフリーやL G B T Q対応の面からも多目的トイレの設置数も増やしていく必要があります。現状は学校によって異なりますが、市内校舎には多目的トイレが0～1が8校あります。学校施設については、多くの課題がありますが、健康面に直接関連する学校トイレの今後の環境整備について伺います。

1. 学校施設の課題は数多くあり、耐震化と共に行うトイレの洋式化、ネットワーク環境の整備、体育館の電球のL E D化等が計画的に進められてきております。トイレの洋式化、床の乾式化・ドライ化、多目的トイレの設置、特別教室のエアコンの設置等について今後の優先順位、進め方についての計画、考え方を伺います。
2. 災害時の避難所の観点から小学校の体育館はほとんど洋式化されていますが、岳洋中学校、菊川西中学校の体育館には和式トイレしかありません。避難所としての利用が想定される体育館には、オストメイト対応の多機能トイレの設置も求められます。早急に洋式化及び多機能的改修が求められますが、必要性、計画について伺います。
3. タイル張りで水洗いをするよりも、ビニールシートの床（乾式化・ドライ化）をふきあげる方が、菌の繁殖やにおいの発生を削減できます。水洗いに伴う排水溝や排水用の傾斜が不要となることから、段差が解消され、使いやすくなりバリアフリーにも対応できるようになります。さらに、トイレの改修については学校生活の中での感染予防の観点から、手洗い器の自動水栓化、人感センサーによる照明の設置も非接触で衛生面の配慮の観点から整備していけることが理想です。予算の面もありますが、今後の改修の中での検討の必要性を伺います。
4. 愛知県豊川市教育委員会では気兼ねなく行けるトイレ環境づくりとして、防災機能強化の整備・洋式便器の整備・3 Kの改革・全ての人に分け隔てなく利用できるトイレ環境への取り組みとして「みんなのトイレ」を各校に整備しています。同じ入口でトイレ内に女子用・男子用・男女共用で車いすでも利用可の多目的トイレがあり児童が選ぶことができるようになっていきます。その中でも豊川市立長沢小学校の「みんなのトイレ」は同じトイレ内に・女子用・男子用・男女共用・男女共用で車いすでも利用可・男子用小便器の計5つの個室があるそうです。トイレの快適さを追及したところ自宅のトイレと同じ男女共用にすることで落ち着いた結果とのことです。また、佐賀県鳥栖市では、小中学校の男子トイレを洋式化するのに合わせて、小便器を撤去して全て個室に改修しています。新しいトイレの在り方についての研究は進められているか伺います。

5. 文部科学省、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の令和4年3月の最終報告書で、「令和2年9月1日現在、公立小中学校のトイレの洋便器率は57.0%と、住宅における洋便器の普及率89.6%（平成20年度総務省調べ）を大きく下回っており、生活文化からの乖離や衛生環境の観点から課題がある。物理的・心理的な障壁を取り除くバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくとともに、ユニバーサルデザインの考え方を目指していくことが求められ合理的配慮の基礎となる環境整備として、施設のバリアフリー化等を進めていくことが必要である。」とされています。このような報告を受けた国として活用できる学校施設環境改善交付金等の国庫補助金等、活用できる補助金や制度について伺います。

質 問 者： 倉 部 光 世	
質問事項2： 菊川運動公園の環境整備による利活用促進	
【質問要旨】 公園は、自然環境の保全・改善と都市景観の向上を目的とした空間として良好に保つことが求められ、近年は、子育て、健康づくりのみならず地球温暖化や防災対策の拠点として、役割は一層多様化しています。都市公園法に、都市公園の設置・管理基準が示され、市民にとって快適で安全な公園を維持管理する責任が市にはあります。第2次菊川市環境基本計画では、「公園や緑地は、緑のある空間とともにレクリエーションの場や防災、人と自然が触れあえる場など、多様な機能を有する重要な空間です。今後は、市民が安全で憩いの場として利用しやすい公園を維持するため、自治会や市民団体やNPOと行政の協働による適切な維持管理を図り、緑化の推進と緑地の保全に努めます。」とあり、都市計画課、社会教育課だけでなく、建設課、農林課、商工観光課、様々な担当課が関わるとされています。また、第3次菊川すこやかプランの健康づくりの推進の運動の中では、「“歩きたくなる”自然環境づくりが必要、適切な公園維持管理や自然を生かして体を動かしたくなる環境づくりに努めます」とあります。 そして第2次菊川市総合計画では、「健康で元気に暮らせるまち」を基本目標に、「スポーツが盛んなまちづくり」を目指しています。菊川市第2次スポーツ振興基本計画は、「生活のなかにスポーツの楽しさと活力があるまち」が理念です。基本方針2のスポーツ活動の場と環境の充実では、スポーツ施設の維持・管理に努めるとともにスポーツ活動の環境を充実するとなっています。 このような多くのニーズを包括しているのが菊川運動公園です。西方地区の豊かな自然のなかにあり、市民の健康と体力の維持増進を図るため、またスポーツを通じてのコミュニティの場所、野球場やウォーキングコース、遊具などが整備された市内でも多様な利用者が最も多い都市公園といえるでしょう。人口減少対策においても、子育て世代が利用したくなる公園整備やスポーツする子ども達から大人までが安全に屋外スポーツに取り組める施設の環境整備は市民ニーズとして上位にあります。健康づくりの面からもウォーキングコースの整備が求められ、観光施設の少ない本市にとって、イベントとしての活用ができ季節によって変わる美しい景観を有する菊川運動公園は観光スポットともなれることから、今後の環境整備、利活用の考え方を伺います。 1. 近隣には少ない人工芝を有するサッカー場について、使用開始から12年を経過しており、人工芝の劣化が問題となっています。利用者から、安全性の面からも人工芝の張替えをするべきとの声もあがっています。サッカー場の利用は、平日の夕方、	【答 弁 者】 市 長 教育長

週末、祝日の利用が多く、週末祝日は、ほぼフル稼働されています。菊川市スポーツ協会では、適切な維持管理に努め、毎年、人工芝の適切な管理、修繕を行っておりますが、経年劣化については安全な状態を保つのはなかなか難しい状態にあるということです。一般的に人工芝は10～12年で張り替えるのがベストと言われています。劣化した人工芝は、選手のけがの原因ともなります。人工芝の今後の管理、張替えについての計画を伺います。

2. 第2次スポーツ振興基本計画の重点施策2のスポーツ施設整備の中に、ウォーキングを楽しむことのできる環境整備があります。スケジュールは令和5～8年が再整備期間となっています。健康づくり課からは、「地域の皆さんの力を取り込んで、楽しみながら多くの方が参加できる取組みを検討してお勧めのコースは、ホームページを活用して公表するなど行っていく。」という答弁を頂いていますが、都市計画課として菊川運動公園のウォーキングコースをどのように整備していく計画か、スケジュールも併せて伺います。

3. 菊川運動公園は、スポーツ施設エリアについては社会教育課、遊具のある公園エリアは都市計画課の担当となっています。特に遊具のあるエリアは、小さなお子さん連れが多く訪れ遊具を使って遊んでいます。管理するスポーツ協会によると、4月の時点では壊れていて使えない遊具が2ヶ所あるとのことでした。予算等の都合もあるとは思いますが、遊具の使用禁止の状態が長期に及ぶことは、子ども達の安全性の面、市の管理のイメージの面からも望ましいことではありません。修理、修繕箇所も多いと思われますが、遊具の修理については優先的に行うべきと考えます。修繕の実施状況、計画について伺います。

4. 今年3月に、静岡アウトサイドフェスティバル（「S.O.F.」）が開催され、2日間で約12,000人、県外からも多くの来場がありました。令和4年6月の一般質問では、「公園の持つ個性やポテンシャルを生かし、地域の財産となるような公園にしていく必要があると考えている。市民団体などが自ら考えるイベント等は新たな公園活用のアイデアを生み出す一つの手段であると考えられるので、公園の利用については柔軟に対応していくことを検討していく。」と答弁を頂いています。菊川運動公園の活用推進についてどのように考えているか各課との連携について、担当課としての見解を伺います。

5. 公園全体を活用したイベント開催するに当たり、駐車スペースの確保は必須となります。公園側の駐車場は狭く、北グラウンドを活用しなければなりません。現状の北グラウンドからの通路は狭く、歩道がないため車両の通行時は、会場へ向かう歩行者、会場から戻る歩行者が舗装面から道路端へよけなけれ

ばならない状況が続きました。公園沿いの道路は都市計画道路となっているため工事が実施される場合には、整備が行われることとなりますが、実施はまだ先になると思われます。公園活用の観点からは、道路脇の整備が求められますが対応について伺います。	
--	--

質 問 者 ： 倉 部 光 世	
質問事項３ ： ガストロノミーツーリズムへの取り組み	
【質問要旨】 静岡県は、日本一高い富士山や日本一深い駿河湾をはじめとする多様な風土に恵まれた、439品目の多彩で高品質な農林水産物が生産される「食材の王国」であることから、各地域の自然や景観、歴史・風土が育んだ食材や食文化を観光資源と融合させ、来訪者に感動体験を提供するガストロノミーツーリズムを推進しています。 観光庁でも、ガストロノミーツーリズムとは、その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的としたツーリズム。地域の伝統や多様性をサポートするだけでなく、文化の発信、地方経済の発展、持続可能な観光の実現等にも資するものとされ推進事業の地域公募がされています。 観光客の体験・活動が、食や食材に関連付いていることを特徴とし、本格的、伝統的又は革新的な料理体験と併せて、地域の産地訪問、食に関するフェスティバルへの参加、料理教室への参加など 他の関連活動を含む場合もあり、地域ならではの食や食文化、観光資源をストーリーを立て磨き上げ差別化し、地域の特色ある質の高い食体験ができる場を多数つくるという点から有名な観光環境が少ないと言われる当市でも実施は可能と考えられます。多くの様々な質の高い農産物を生産する農業、茶畑・棚田・田んぼアートをはじめとする豊かな自然環境・景観、歴史的見どころも多くあります。ゴエミヨ2022（ミシュランと並ぶ強い影響力を持つフランス発祥のレストランガイド）に掲載されたレストランや地元食材を扱う蕎麦店、全国的に有名なさわやかなの1号店等様々な飲食店も揃っており、県の研究施設もあり、市民活動に積極的な人材も豊富です。 ガストロノミーツーリズムの目的は、観光客の数が増えお金を落としてもらうだけでなく、市民・生産者・地域が“元気”になること、住む人、訪れる人が“幸せ”になること、市民意識が他人事から自分事へ変換されていくことにより、「菊川に行こう」という人を増やしていくことにあります。取り組みについて伺います。 1. 静岡県で他地域に負けないガストロノミーツーリズムを確立するためには、行政だけではなく、料理人、生産者、事業者をはじめとした関係者の連携が重要ということで、ガストロノミーツーリズムフォーラムが立ち上げられています。多様な関係者を構成員とする無料の会員制ネットワーク組織ですが、掛川市、森町、各観光協会等も登録されています。菊川市は登録を	【答 弁 者】 市 長

検討されたことはあるか伺います。 2. ガストロノミーツーリズムを取り入れていくことの必要性、実効性をどう考えるか、当市として最も得たい効果はどんな点があるか伺います。 3. 今後、ガストロノミーツーリズムを取り入れていくとするとどのような手続きが必要となり、どのように事業を進めていけるか伺います。 4. ガストロノミーツーリズムを取り入れていくためには、様々な関係機関の協力が必要不可欠です。当市で協力を得たい、得られる関係機関はどのようなものがあり、行政として取り組めることはどのようなことがあると考えられるのか伺います。	
--	--

質 問 者：須 藤 有 紀	
質問事項1：菊川市における空き家の利活用について	
【質問要旨】 空き家は日本全国で増加傾向にあり、社会問題となつています。本年4月30日に総務省から発表された「令和5年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計（速報集計）結果」によると、空き家数は前回調査の2018年から51万戸増加した900万戸、空き家率も13.8%と過去最高となっており、1993年から2023年までの30年間で約2倍に増加しています。静岡県においても、2023年10月1日時点の静岡県の空き家数は29万5,000戸、空き家率は16.6%と、5年前の前回調査から0.2ポイント増加しており、全国平均を上回る数値となっています。 増加する空き家対策のため、国は、昨年12月13日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部を改正する法律を施行しました。「そのまま放置すると倒壊等の恐れがある状態」の空き家に加えて「窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態」の「管理不全空き家」に関しても、指導・勧告の対象となり、「勧告」に至った物件は固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。持ち主が不在となって放置された空き家は損傷が激しく、災害時に倒壊し、救助、復旧の妨げになる可能性も指摘されています。空き家対策は、防災面でも重要性の高い事業となっています。 こうした現状を受け、空き家を利活用すべく、民間や学生と連携した空き家のリノベーション施策を進める自治体が増えています。大阪市城東区蒲生4丁目では、30件以上の古民家を再生してまちづくりに成功した事例があり、広島県尾道市でも民間の活躍で空き家対策の全国先進地となった事例があります。 また、静岡県内でも自治体が民間や学生と連携して空き家対策に乗り出す事例は増えています。 5月18日付静岡新聞によると、掛川市では静岡理工科大の学生とNPO法人「かけがわランド・バンク」が連携し、掛川市中心街の商店街を舞台にリノベーションプロジェクト展を開始したとの報道がなされました。また、御殿場市では5月10日、空き家情報の発信力強化や遊休不動産の対応、流通や利活用促進に向け、都内の不動産関連企業4社と連携協定を結んだとのこと。 人口減少時代では、大型計画による大規模開発のニーズが減少し、地域のニーズと顧客のニーズをマッチングさせた物件のリノベーションや、地元に合わせて空き家活用のローカライズ化が求められています。こうした地域を大切に活動の中で、地域の魅力を再発見したり、移住・定住の促進につながったりといった、空き家対策と人口減少対策の相乗効果も期待されます。菊川市においても民間や教育機関と連携しつつ、空き家対策を推進し	【答 弁 者】 市 長

ていくことが重要と考え、令和3年6月議会に引き続き質問・提案致します。

1. 令和3年6月議会一般質問において、菊川市では、利活用可能な空き家の把握がなされていないとの答弁がありました。民間との連携による実態把握の推進や空き家バンクの活用促進が必要ではないかと思いますが、市の考えを伺います。
2. 移住・定住促進策として、お試し移住体験を開催する自治体も増加しています。市内にも空き家をリノベーションした宿泊施設があり、民間との連携による移住・定住促進策は可能であると考えます。すでに「菊川市暮らし案内」等を行っているとのことですが、民間と連携した企画による移住・定住の積極推進について考えを伺います。
3. 大阪市生野区や川崎市幸区などでは、デイサービス・小規模多機能居宅介護施設として木造平屋・長屋の空き家や、鉄筋コンクリート3階建ての1階店舗部分を利活用した事例があります。空き家の利活用に関して福祉事業者のニーズ把握と連携は重要と考えますが、市の考えと現状を伺います。
4. 安芸高田市では、2022年から空き家バンクへの事前登録制度を開始しています。高齢者一人世帯の方などが家族と相談したうえで登録を行うと、居住者が亡くなった後円滑に空き家バンクに登録される仕組みです。実績はまだありませんがスムーズな相続を狙った施策とのこと。菊川市では、空き家バンクの登録に「(3)現に居住している者がいないこと」の項目があり、完全に空き家になってからではないと空き家バンクの活用ができませんが、申請には複数の書類が必要など、手続きが煩雑であり、使いづらい現状があります。
事前登録制度の導入や、手続き・書類の簡素化が必要と考えますが、市の考えを伺います。
5. 前述したとおり、令和5年12月13日施行の法律により、特定空き家に加えて管理不全空き家も指導・勧告の対象となっています。法改正の内容と空き家バンクを合わせて市民に周知し、空き家対策の推進は重要と考えますが、市の考えを伺います。
6. 国土交通省の不動産情報ライブラリを参照すると、菊川市の土地取引数は2023年第一四半期～第4四半期までの1年間で427件、「宅地（土地及び土地と建物）」の取引数は107件あります。空き家の売買需要はある程度見込めるのではないかと思います。民間と連携した情報集約や対策の推進について考えを伺います。
7. 2000年初頭の日本橋、神田界限や、北九州市、岡山市問屋町、先述した大阪市城東区蒲生4丁目、長野市善光寺の門前町など、空き家の利活用やリノベーションを起爆剤に地域おこしに成功した事例が全国に散見されます。北九州市のように産官

学連携による事例もありますが、共通しているのは民間の自由な発想があったことです。空き家や遊休物件の利活用を、新たなまちづくり手段の一つとすべく民間との連携を提案致しますが、市の考えを伺います。	
---	--

質 問 者： 織 部 光 男

質問事項 1： コロナワクチンは良薬か？策謀か？

【質問要旨】

2024年文芸春秋で京都大学の福島雅典名誉教授が4月号で「コロナワクチン後遺症の真実」5月は、「コロナワクチン後遺症読者の疑問に答える」6月は「コロナワクチン後遺症とがん」の論文が連載されています。4月号で厚生労働省は2023年7月30日時点で医療機関からの副反応疑い報告の件数を公表しています。死亡者2,122件、重篤者8,750件、副反応疑い36,556件です。総接種回数は約4億3,411万回(同10月)。福島教授は2022年8月感染者についてワクチン接種者と未接種者における重症化率と致死率のデータの行政文書開示請求書を厚生労働省に提出しましたが、不開示決定通知書が届きました。厚生労働省にとって”不都合な事実“を隠すのは犯罪に値すると私は思います。国民の共有財産と言えるデータは次の事態に備えるために必要なものです。

世界初のmRNA（メッセンジャーRNA）ワクチンは接種後に免疫力の低下が起こり次にスパイクタンパク質が作られ、これが全身に疾患を起こす共通原因であります。2021年12月から2年間で国内では201疾患が報告されています。世界中の副作用論文は3,071件報告があります。コロナワクチン後遺症で苦しむ患者さんを救済するのが「予防接種健康被害救済制度」です。申請方法欄には住民票を登録していた市町村に行い市町村にご相談ください。とあります。救済制度は申請主義ですから高齢者の方にはハードルが高いです。申請書類は多岐にわたり費用も掛かります。厚労省が出している新型コロナワクチンによる健康被害の認定者数は2021年8月から2023年12月迄に6,580件、死亡認定者数は493人です。過去45年間の国内全てのワクチン被害件数は3,522件、死亡認定者数は151人です。わずか2.5年のコロナワクチン死亡者は45年間の3.3倍の死亡者数です。これは立派な薬害だと私は思います。

この制度の令和5年度当初予算は3億6,000万円、補正で400億に増額しています。私は厚生労働省がコロナ問題を正しく評価しているとは思えない。コロナ罹患後遺症でなくワクチンによる後遺症の被害が多いと思う。さらにWHOとステークホルダー（利害関係者）の関係も明らかにされてきています。

2024年4月17日東京地方裁判所に13名（遺族会8名・体調不良の患者の5名）の集団提訴が行われました。副作用の開示をしなかった国に薬害を認めさせ・謝罪と損害賠償を求めました。武見敬三厚生労働大臣は今迄「重大な懸念は認められない」と言っています。これが岸田首相政府の姿勢です。この裁判を注視していきましょう。WHOの恣意的な行動で世界がパニック状態になり治験のないコロナワクチンが世界中の人に打たれました。WHOは

【答 弁 者】
市 長

次のステージには「パンデミック条約」が計画されています。国際保健規則（IHR）の改正において問題視すべきことは、1 WHO事務局が自らの権威で緊急事態を宣言できる。2 基本的人権を据えている各国の憲法が覆される。3 国際条約は憲法より上位法になる。4 ワクチン接種が強制になる。等問題点は多数である。日本はWHOの副議長国であるがゆえにけん引するのではなく抑止できるはずである。

この件に同調して日本では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」令和6年4月（案）がだされています。5月13日国会の参議院行政監視委員会において柳ヶ瀬裕文議員の発言では市民から反対のパブリックコメントが2週間で19万筆寄せられたと報告がありました。この計画案の問題点は誤情報・偽情報を取り締まることになっています。まるで「治安維持法」の再来のようである。さらには地方自治法の改正問題である。2月29日閣議決定され、5月7日から国会審議がされています。国家が国民の行動規制を強制的に発動できるような改正が用意されている。私はこれらすべてがWHOと日本政府が決めていると考えています。5月10日に進藤義孝感染症危機管理担当大臣が記者会見で「ありとあらゆるパンデミック条約やIHRの改正が世界的にどのように扱われようと地方自治法の改正は進めていく」と発言しています。言い換えれば、日本ではWHOが緊急事態を宣言した時、国権で地方自治体には命令を従わせるという事である。2000年からの地方分権とは真逆の中央集権に戻そうとしています。私はこの策謀は全日本国民に今秋実地予定のレプリコンワクチン接種が最終目的にあり、その為に今迄話してきた一連の行動計画になっていると考えています。この自己増殖型レプリコンワクチンは世界が非常に危惧していますが世界で初めて日本が認可してもうその治験も一部始まっています。2024年5月16日に第七回WCH(仮称)超党派議員連盟総会が終わり毎回この問題を追及しています。その中心的な原口一博議員が2月27日の予算委員会の中で超過死亡が40万人と報告しています。最後は改憲の緊急事態条項の追加です。裏金議員集団の自民党に改憲を言う資格はありません。「憲法を守り・納税しなさい」と国民は叫んでいます。それでは質問いたします。

質問1 市長はコロナワクチンを薬害ととらえていますか。

質問2 厚労省は各自治体に相談窓口を設置するよう2022年3月に通知していますが、市は設置済みですか。質問3 新型コロナワクチンによる相談窓口健康被害の相談は何件ありましたか。

質問4 市民が予防接種健康被害救済制度を利用して何件申請をしていますか。

質問5 広報菊川のお知らせ欄に予防接種健康被害救済制度を紹介

介したことはありますか。 質問6 菊川市内の医療機関から副反応疑い件数は何件ありましたか。 質問7 菊川市民に打ったコロナワクチンの総数は把握していますか。 質問8 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の中にある「誤情報・偽情報」について菊川市の考えを説明してください。 質問9 誤情報・偽情報を取り締まる政府行動を賛同しますか。 質問10 コロナ問題の検証報告と予防接種健康被害救済制度の説明会開催の予定はありますか。 質問11 WHOの「パンデミック条約」について菊川市の考えを説明してください。 質問12 地方自治法の改正についての検討をしていますか。 質問13 レプリコンワクチンとコロナワクチンの違いは何ですか。また、安全だと思いますか。 質問14 2021年2月からワクチン接種が開始されましたが、菊川市民の2022年と2023年死亡者数の超過死亡者数は何名ですか。 質問15 市長は今の政府に改憲を提案する資格があると考えますか。	
---	--

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項1：住民・事業者・行政の三方良し公共交通の実現を！	
【質問要旨】 「菊川市地域公共交通網形成計画」は菊川市として公共交通の今後の方向性を見出し、新たな公共交通施策を図るための計画です。現計画は、2019年度に策定され、2025年度に満了します。そして次期計画である「地域公共交通計画」は2024年度と2025年度の2年間で策定が進められます。 また、2024年度と2025年度は、菊川市の最上位計画である「第3次菊川市総合計画」の策定期間でもあります。 つまり、本年度と来年度は、公共交通計画と総合計画が同時に改正される期間であり、菊川市の地域公共交通の再構築について検討し、新しい地域公共交通をデザインすることができる、非常に重要な期間です。 また、国の動きとしても、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、地域交通法という。）が令和2年11月、令和5年10月に改正され、現行の地域公共交通計画が作成された2019年度の時点から、大きく環境が変わりました。 今回の質問では、これまでの菊川の政策を分析したうえで「住民・事業者・行政の三方良し公共交通の実現をすべき」という立場で、質問をいたします。 1. 現行の「地域公共交通網形成計画」には、事業として「菊川市コミュニティバスの再編」が定められています。これに対応する事務事業には「コミュニティバス推進事業」があります。 成果指標に基づく評価については、「コミュニティバス1日当たりの利用者数」は、令和7年度の目標値145人に対し、令和4年度実績値は124人。「利用しやすい交通手段が確保されたまちだと思える市民の割合」は、令和7年度の目標値が59.0%に対し、令和4年度実績は43.1%でした。 以上を踏まえ、コミュニティバス推進事業についての現状と課題を伺います。 2. 現行の「地域公共交通網形成計画」には事業として「路線バス及び自主運行バスの維持」の事業が定められています。これに対応する事務事業には「バス路線維持対策事業」があります。バス路線維持対策事業の現状と課題を伺います。 3. 現行の「地域公共交通網形成計画」には事業として、他にも「交通結節点の機能強化」「運行情報提供の充実」「高齢者外出支援制度の導入」「商業施設などとの連携サービスの導入」「公共交通利用促進活動の実施」が示されています。これらの事業についての取り組みを伺います。 4. 現行の「地域公共交通網形成計画」には、公共交通の現状に	【答 弁 者】 市 長

関する整理として、障がい者や要介護者など公共交通機関を利用することが困難な方に対して運行する「福祉有償運送」が記載されています。

近況では、菊川市社会福祉協議会の福祉有償運送が、高齢化による利用者の増加と、燃料費の高騰により資金難で苦境にたたされており、募金活動を始めました。

以上を踏まえ、菊川市の福祉輸送についての現状と課題、また、今後の方針を伺います。

5. 令和6年2月に公開された「第3次菊川市総合計画策定支援業務～市民意識調査～」は、18歳以上の市民や市内の中学生、高校生、企業を対象者にしたアンケートで、合計1,857件の回答を得たものです。このアンケートで「菊川市に住みにくい理由」として最も多かった意見は「交通の便がよくない」の63.8%であり、平成26年に行われた前回の調査と比較して6.1%上昇しています。2番目に多かった意見は「買い物が不便」の52.2%であり、前回と比較して1.7%上昇しています。

また、どちらも前回の順位と変わっていません。更に記述での回答にも、公共交通に対する沢山の意見が寄せられています。

以上を踏まえ、公共交通政策の観点から、市民意識調査をどのように分析し、次期総合計画や次期地域公共交通計画にどのように反映させていくか、方針があれば伺います。

6. 令和2年度と令和5年度の改正を経て、地域交通法には、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付けることが示されています。また、「地域の関係者相互間の連携に関する事項」を地域公共交通計画への記載について努める事項として新たに追加されました。事業面では、自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について交通サービスの水準、費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」の創設や、A I オンデマンド、キャッシュレス決済、E Vバスの導入等の「交通D X・G Xを推進する事業」の創設なども行われました。

以上を踏まえ、次期「公共交通計画」について、現時点での策定方針を伺います。

7. 静岡県富士市では、A I フルデマンドバス「のるーとふじ」が運行しています。これは、時刻表が無く、A I が予約状況に応じて運行ルートを考えながら走る予約制の乗り合いバスです。予約はスマホか電話で行います。予約のある駐車場のみ運行するので、定時定路線バスより、出発地から目的地までの移動が早くなります。通常のオンデマンド交通とは違い、時刻表が無いため、より柔軟な利用が可能となります。

また、岡山県久米南町では、貨客混載によるA I フルデマン

ド交通「カッピーのりあい号」を運営しています。これは、A Iフルデマンド交通の車両が、フードデリバリーや買い物代行などのサービスも同時に行う取り組みです。

以上の事例も踏まえ、菊川市でのA Iフルデマンドや貨客混載の公共交通についての、実現可能性を伺います。また、次期計画に向けて、まずは事例を研究することや、サービスを提供する事業者と話聞くことが重要と考えますが、それについての方針も伺います。

8. 愛知県豊明市では、A Iフルデマンドの乗り合いタクシー「チョイソコ」を運行しています。チョイソコの大きな特徴として、「高齢者の外出促進による健康増進」を主要な目的としている点があります。「野菜や弁当販売」「スマホ教室」「歴史講座」「健康マージャン」など、様々なイベントを「チョイソコ通信」という案内を定期配布し、外出機会の創出に取り組んでいます。

これは、公共交通の「自家用車より手間がかかる」という点を逆にとり、健康増進と利用者増加を図る、特筆すべき事例です。以上の事例も踏まえ、「高齢者の外出促進による健康増進」を全面に押し出した公共交通について実現可能性を伺います。また、前問と同様、次期計画に向けて、この事例も研究することや、サービスを提供する事業者と話聞くことが重要と考えますが、それについての方針も伺います。

9. 菊川市の教育支援センターは、不登校児童生徒に対しては、家庭以外に過ごせる時間と場所を保障するための教室です。場所は中央公民館にあり、平日の9時～14時に開設されます。児童生徒が教室までいくための交通手段が課題となっています。現行の公共交通政策で、教育支援センターと連携する方策があるか伺います。

また、次期計画には教育支援センターへ通う児童生徒など、子どもたちの公共交通の利用についても十分に考慮して欲しいと考えますが、方針を伺います。

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項２：市役所業務での生成ＡＩ利用	
【質問要旨】 令和５年６月の一般質問で、菊川市での生成ＡＩの活用の現状と、これからの活用方針を伺いました。市長から「現在、市としてどのような業務に活用できるのか。活用する場合に、一般的に言われている質問を通じて個人情報や機密情報が漏えいする危険性、誤った情報や倫理的に問題のある情報の混入といった課題のほか、どのような課題が生じるのかを整理できていないため、活用には至っておりません。今後、ＩＣＴ推進係を中心に、個人情報や機密情報を伴わない広報文や挨拶文などの作成補助などの業務において試行するとともに、ガイドラインの策定を予定している県や他市町の情報を収集し、具体的な活用場面を想定した活用方針について研究してまいります。」という答弁をいただきました。 以上を踏まえ、「市役所行政で生成ＡＩを活用するために、まずはガイドラインを作成し、研修を行うべき」という立場で質問いたします。 １．ＩＣＴ推進係を中心に行った試行および、ガイドラインの策定を予定している県や他市町村の情報収集について、研究結果を伺います。 ２．静岡県は、令和５年６月に生成ＡＩを県職員が活用する際のガイドラインを発表しました。文章の要約や校正といった具体的な用途を示したほか、個人が特定できる情報は入力しないなど遵守事項も定めています。菊川市でも、職員が生成ＡＩを活用するためのガイドラインの作成に、速やかに取り組み、生成ＡＩを利用できる環境を整備すべきと考えます。ガイドラインの作成と生成ＡＩを利用できる環境の整備について方針を伺います。 ３．生成ＡＩの適切な利用には“理解”と“慣れ”が必要不可欠です。静岡県では、生成ＡＩの適切な利用を拡大するため、「管理」と「利用」の両面で研修を行っております。菊川市での、生成ＡＩについての研修を継続的に行っていくべきと考えますが、研修の実施についての方針を伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項3：教育DXの推進と生成AIの活用	
【質問要旨】 令和5年10月、教育福祉委員会の一員として、愛知県の春日井市立高森台中学校に視察に伺いました。高森台中学校は1999年から、教育のデジタル化に取り組む、ICT教育の先進校です。高森台中学校で、最初に着手したことは、校務のデジタル化です。先生たちに「これは便利だ」という感覚があれば、ICTの活用は自然とすすんでいくという考え方です。 また、校務でのICT活用について、有効な機能は「チャットシステム」と「ファイルの同時編集機能」とあるという説明を受けました。また、この機能は、授業で活用できる機能と一致しているとのことでした。 以上の観点から「まずは校務のICT化を進めるべき」「校務および授業でのICT推進はチャットシステムとファイルの同時編集機能に焦点を当てるべき」という立場で質問いたします。 1. 校務でのチャットシステムとファイルの同時編集機能の活用について、現在利用されている校務支援システムの利用実態を踏まえ、菊川市の現状を伺います。 2. 授業でのチャットシステムとファイルの同時編集機能の活用について、菊川市の現状を伺います。 3. 令和5年8月に、中央教育審議会に取りまとめられた「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」で、汎用クラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行や会議資料のペーパーレス化、民間企業向けクラウドツールの転用による校務処理の負担軽減、スケジュール管理のオンライン化や学校と保護者間の連絡手段の原則デジタル化などが提言されました。これを受け、校務デジタル化の自己点検チェックリストが作成されました。菊川市での自己点検の結果では「教員と保護者間の連絡」の完全デジタル化率について、「欠席・遅刻・早退連絡」は83%、「お便り配布」は0%、「調査・アンケート実施」は33%となっています。「学校内の連絡」の完全デジタル化率については、「校内での資料共有」67%、「校内での情報共有」100%、「調査・アンケート実施」50%となっています。「教員と児童生徒間の連絡等」の完全デジタル化率については、「各種連絡の廃止」17%、「調査・アンケートの実施」17%となっています。「その他」の完全デジタル化率については、「FAXの原則廃止」と「押印・署名の原則廃止」は共に0%であり、半分以上デジタル化率についても共に0%です。 以上を踏まえ、菊川市の校務のデジタル化の現状と今後の推	【答 弁 者】 教育長

進方針を伺います。

4. 令和5年6月の一般質問で、生成A Iの活用について質問をし、教育長から「文部科学省が公表するガイドラインに沿って、活用方針を研究する」という答弁がありました。その後、公表された、初等中等教育段階における生成A Iに関する暫定的なガイドラインでは、生成A Iの校務での活用として「教師自身が新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことが、近い将来に教育活動で適切に対応する素地を作ることにもつながる」ことが示されました。

生成A Iの校務での活用について、菊川市の現状と今後の方針を伺います。

また、授業等での生成A Iの活用や、利用ルールなどについての方針があれば伺います。